

安曇野市景観審議会委員 募集要項

1 趣旨

安曇野市景観審議会は、安曇野市の景観づくりに関する重要な事項について調査審議を行うため、安曇野市景観条例に基づき設置する組織です。この審議会で、良好な景観形成などに関する意見を幅広くお聞きし、景観行政に反映させるため、委員を募集します。

2 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 市内に住所を有する方又は勤務する方で年齢 18 歳以上（令和 6 年 1 月 22 日時点）の方。
ただし、次に掲げる方は除きます。
 - ① 国及び地方公共団体の議会の議員
 - ② 常勤の国家公務員及び地方公務員
 - ③ 本市の附属機関等の公募による委員である方
 - ④ 市税の滞納がある方
- (2) 年に数回（通常 1 ～ 2 回）、平日の昼間に開催する審議会に出席できる方
- (3) 安曇野の景観及びその関連する分野について、日ごろから関心を持ち、現状を踏まえた中で今後の景観施策のあり方や取り組むべき施策などについて、意見を述べていただける方

3 応募方法

- (1) 所定の申込書に必要事項を記入し、次のテーマに関する小論文（800 字程度、任意様式）を添えて応募してください。

※申込書下段、市税滞納調査同意書に署名のない場合は滞納のない証明書を添付してください。

テーマ「安曇野市におけるこれからの景観形成について」

- (2) 応募は、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法とします。提出書類は返還しません。

4 募集期間 令和 5 年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで（郵送の場合は当日消印有効）

5 募集人数 4 人以内

6 選考方法 申込書、小論文の内容について、選考委員が評価し、書類審査で選考します。選考結果は、応募者全員に通知します。

7 任期 2 年間（令和 6 年 1 月 22 日から令和 8 年 1 月 21 日まで）

8 その他

- (1) 審議会は原則公開で行い、委員として発言された内容は会議録に掲載されます。
- (2) 委員には、市条例の規定に基づき報酬が支給されます。
- (3) 申込書等の個人情報、選考の目的のみに使用します。

9 問い合わせ先・応募先

安曇野市 都市建設部 建築住宅課 建築景観係（電話：0263-71-2242）

住所：〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地、アドレス：kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp

〔提出先：都市建設部建築住宅課建築景観係〕

受付日	
整理番号	

安曇野市景観審議会公募委員申込書

■申込日：令和 年 月 日

氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
住 所	〔〒 — 〕		
連絡先 （自宅）	電 話		FAX
	Eメール		
職 業		勤務先	〔電話 〕
応募の 動 機 市の行政 に関わる 主な経歴 活動経験			
	1. 景観、まちづくりなど当審議会の関連分野における、職業、団体、グループ活動、ボランティア活動、著作、講演、学業等の経歴・活動経験 2. 分野を問わず、国・県・市町村の審議会、研究会、モニター等の経験などがあれば記入してください。		
公募による附属機関等の委員就任の有無	有※・無	有の場合、その附属機関等名称	

※ 本市の附属機関等の公募による委員である方は応募できません。
○指定の小論文を添付して提出してください。（下記同意がない場合は滞納のない証明書を添付）

市税滞納調査同意書	
安曇野市の附属機関等の委員の選任にあたり、安曇野市の市税について滞納が無いことを調査されることを承諾します。 （宛先） 安曇野市長	
氏名	印